

第1回 大阪狭山市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会

日時：令和5年10月19日（木）午後1時30分～午後3時

場所：市役所3階 第1会議室

出席者：

上楠木委員、清水委員、山村委員、上田委員、中嶋委員、酢谷委員、駒田委員、向井委員、森崎委員、谷委員、古頃委員、田中委員、新田委員、楠委員、山本委員、三井委員、山田委員、山本委員、古川委員、寺下委員

欠席者：

なし

事務局：

都市整備部都市計画グループ課長、同グループ参事、同グループ主査
都市整備部土木グループ課長、同グループ主査
業務委託事業者（アジア航測（株）4名）

傍聴者：0名

議題（案件）：

- 1.開会
- 2.委員等紹介
- 3.委員長、副委員長の選出
- 4.委員長、副委員長あいさつ
- 5.公開・非公開の決定
- 6.【議題1】大阪狭山市立地適正化計画の策定について（資料1及び2）
- 7.【議題2】計画内容の検討について（資料3、4及び5）
- 8.事務連絡
- 9.閉会

説明資料：

次第

【資料1】：大阪狭山市立地適正化計画の策定について

【資料2】：計画策定スケジュール(案)（令和5年10月時点）

【資料3】：立地適正化計画に関する基礎調査について

【資料4】：大阪狭山市立地適正化計画（たたき案）

（第1章、第2章、第6章 大方針のみ）

【資料5】：大阪狭山市立地適正化計画検討資料

（第3章～第5章、第7章、第6章 具体的施策）

参考資料1：都市再生特別措置法（抜粋）

参考資料2：大阪狭山市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会規則

議事経過：

議事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委員等紹介 <u>会議の成立</u> 3. 委員長、副委員長の選出 <u>委員長：上甫木委員、副委員長：清水委員</u> 4. 委員長、副委員長あいさつ 5. 公開・非公開の決定 <u>公開（次回以降の会議についても公開）</u> 6. 【議題1】大阪狭山市立地適正化計画の策定について（資料1及び2） 7. 【議題2】計画内容の検討について（資料3、4及び5） <u>質疑・意見交換（下記の通り）</u> 8. 事務連絡 9. 閉会
----	--

発言者	発言の内容
委員	<p>立地適正化計画の居住誘導の取り組みは評価できる。しかしながら、参考資料1（都市再生特別措置法抜粋）によると都市再生特別措置法の成立は平成14年である。この約20年の間に策定に向けた動きがなかったのはなぜか。以前より取組を進めていけば、もっと良いまちづくりを展開できたのではないか。</p> <p>近年では、南海電鉄沿線において市街化調整区域の乱開発が進んでいると感じる。防災への懸念もあることから、ぜひとも実効性のある計画の策定を頂きたい。</p>
委員（都市整備部長）・事務局	<p>都市再生特別措置法は平成14年に公布されているが、立地適正化計画に係る規定が含まれるようになったのは平成26年8月の改正からである。あわせて、上位計画にあたる都市計画マスタープランを令和4年に改定した後、立地適正化計画の策定に取り掛かることになった。</p> <p>市としても「まちの“リメイク”」を掲げ、公共施設の再編や近畿大学病院等の移転も踏まえたうえで計画の策定を行う予定。さらに、他市の計画と違う点としては金剛駅を中心に他市や公共交通事業者との広域連携のもと、まちづくりを進めるという点である。そのため、公共交通事業者にも委員として参加していただいている。</p>
委員長	<p>資料2の記載において、会議等の名称が「都市マス策定委員会」とな</p>

	<p>っているが、この記載は本委員会である「都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会」で相違ないか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
副委員長	<p>第1章の内容が、計画の一般論である中、「1-7.都市構造上の特性と課題」の節のみ、方針に係る具体的な記載内容となっていることから、別の章に記載を変更するなど、構成の再検討をいただきたい。</p>
事務局	<p>検討する。</p>
副委員長	<p>都市機能誘導区域については、その範囲を明確に設定するものであるのか。加えて、その範囲含まれるか否かによる地域の影響について、教えていただきたい。</p>
事務局	<p>都市機能誘導区域は、用途地域等と同様に明確な区域界にて提示することになる。区域の内外で直接的な規制を伴うものではないが、市の都市機能誘導の方向性を公表していくことにはなるので、それに伴う影響は考えられる。</p>
副委員長	<p>準工業地域は住宅等の建築が可能である中で、居住誘導区域に含まないとのことだが、市として居住誘導をしたくないというメッセージか</p>
事務局	<p>本市は既にコンパクトな都市構造であることから、改めて、居住誘導する箇所を選定し、絞り込むという考えではない。居住誘導区域の性質にそぐわない箇所を除いている。特に居住誘導区域とするか否かにおいては、災害リスクを考慮して設定する。</p>
委員長	<p>現計画における“リメイク”とは生活環境の向上に終始しており、地域としての魅力の向上も含めた検討ができると良いと感じる。</p> <p>ハコモノや誘導区域だけでなく、地域資源が活きるような計画として表現できるとなると良いと感じる。利便性に係る施設だけでなく歴史やみどり、オープンスペースなどの資源を活用した、生活に寄り添った魅力向上が表現されると良い。また、広域の考え方だけでなく、他計画の要素も含んだ、きめ細やかな計画となれば良い。</p>

副委員長	<p>魅力向上に向けた記載については、都市計画マスタープランにおいてもエリアで提示されていることから、立地適正化計画においても誘導区域以外の任意の区域についても検討しながら計画を考えていくことも考えられる。今回、都市マスから反映されていない「みどりの拠点」や「狭山池」等の位置づけも立地適正化計画に反映することは可能か。</p>
委員長	<p>魅力向上の観点で言えば、第6章における公共交通ネットワークの方針の記載において、「ウォークアブルネットワーク」の記載があるが、この内容は独立して提示しても良いと考える。</p>
委員（都市整備部長）	<p>オープンスペースやウォークアブルといった「魅力」に関する記載については、『みどりの基本計画』や『水とみどりの基本計画』などで示されるほか、上位計画の『都市計画マスタープラン』に記載があることから、本計画では重複を避けた結果、このような表現となっている。</p> <p>魅力の向上に関する部分の表現についても検討したいと思うが具体的な誘導区域の設定等については、広範囲にすることや市街化調整区域を含むことは難しいと考える。例えば、ニュータウン再生事業の中では、近畿大学病院等跡地だけでなく、一部市街化調整区域を含む天野街道（狭山池も市街化調整区域）などの取組みについても検討しているが誘導区域には入らない。ただ、方向性としてはこれら市街化調整区等も含めた域資源に囲まれ、一体的なりメイクを進めるといったことについても表現できるよう、再検討していきたい。</p>
委員	<p>公共交通の方針に係る取組みについて、美原区乗り入れで便利になったが、現在の市循環バスは終了の時間が早いことや便数が少ないという課題がある。また、それに代わるタクシーもなかなか来ない状況にある。そのような状況の中、近畿大学病院の移転により地元のタクシー事業者は乗客を失う不安を抱えている。そもそもドライバーの確保が難しいなど多くの問題を抱えている。その様なことも踏まえ、公共交通ネットワークの在り方については十分検討願いたい。</p>
委員	<p>公共交通業界全体として、乗務員の確保やコロナ後の乗客の減少、燃料費の高騰など厳しい状態は続いている。大阪狭山市の場合は空白地がないほど公共交通環境が充実しているが、将来的には、法改正に伴う乗務員の勤務の在り方の見直しや減便等の可能性も想定される。将来的にも市民の皆様にご利用していただけるよう、また、路線の廃</p>

	<p>止等を回避するため、様々な声を聴きながら、必要に応じた公共交通の見直しや効率的な運営について、市と連携しながら前向きに取り組みたい。</p>
<p>委員（都市整備部長）</p>	<p>タクシーの待ち場所やバスの乗り換え場所等の交通拠点について、例えば待ち時間も楽しめるような、周りの公園等も含めた空間づくりなど、公共施設の再編とも併せて検討できるよう、公共施設再配置計画の所管部署とも連携していきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>大阪狭山市消防が堺市消防となったが、堺市消防では自動車メーカーと協定を結び、災害発生時のドライブレコーダーの活用といった取り組みを進めている。防災分野における IT の活用が進んでおり、防災指針の策定にあたってはこれらについても記載できるよう検討願いたい。</p>
<p>委員（危機管理室長）</p>	<p>立地適正化計画の防災指針として、どこまでの内容を記載すべきか検討する必要がある。</p>
<p>委員</p>	<p>本計画では、市街化区域内のまちづくりに特化した記載となっているが、市街化調整区域も含めたまちづくりについて、記載の在り方を検討願いたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>本計画は、都市計画マスタープランを上位計画とし、その具体的な事業計画等を記載していくということから、都市計画マスタープランとの役割分担を明確にしたうえで記載したいと考えている。市街化調整区域については、『市街化調整区域における地区計画の運用ガイドライン』を定めるなど別の取組みも進めている。本計画で記載すべき内容、別計画や取組みで進めるべきもの等については、整理した上で検討したい。</p>
<p>委員長</p>	<p>市民が本計画を読むことで、市全体としてのまちづくりのあり方を理解することができるのが望ましいから、あまり誘導区域内の事業に特化したものではなく、市街化調整区域をはじめ、魅力の要素も含め、また、それらを踏まえた内容の事業も含め検討した方が良いという意見である。</p>
<p>委員（都市整備部長）</p>	<p>たとえば、別添や資料編といった記載にすることや、概要を記載すること、上位関連計画からの抜粋・再掲など、計画の記載についても検討</p>

業務受託者	<p>したいが、他市での業務等も実施されている業務受託者からもご意見をいただきたい。</p> <p>別冊、再掲、抜粋等の対応は可能であるが、文章表現の工夫が必要かと思われる。</p>
委員長	<p>公共施設の再編との整合性や調整が必要かと思われる。</p> <p>次回、その進捗状況等も共有いただきたい。</p>
委員（都市整備部長・総務部長）	<p>公共施設の再編とも密に連携しながら検討を進る。</p>
副委員長	<p>第2章のp.6に「立地適正化により期待する効果」の記載があるが、記載量が少ないため、追記するものと考えてよいか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
副委員長	<p>本項目は立地適正化計画を策定する意義や「計画の役割」に関わる内容であるから、是非とも事業内容が見えてくるような記載としてほしい。計画全体として、都市マスと重複する内容となることも好ましくないため、この「計画の役割」が明確になると、記載すべき内容等が見えてくるのでは。</p>
委員	<p>計画期間が20年ということであり、中間見直し等もあるかと思うが、是非本計画の内容を推進していただきたい。また、近年、市街化調整区域において乱開発ともいえる開発事業が多く展開されており、学校現場では小学校の配置等に苦慮しているとも聞く。計画の策定とともに開発の抑制といった取り組みを進めることはできないか。</p>
委員	<p>開発行為自体について、市が抑制する措置を講じることは難しいのではないか。</p>
事務局	<p>法律上適正なものを止めることは難しい。規模の大きな開発については、適宜教育委員会へ情報共有をしながら対応している状況である。</p>

以上